

年月日	事 項	資料 NO.
13. 7.13	独占禁止法遵守を宣言し、行動指針を制定。談合離脱。	資料―3、4
14. 1. 4	公正取引委員会へ告発。	
14.12.12	公正取引委員会の立ち入り。	
15.11.18	公正取引委員会より談合各社へ排除勧告。	
15.12. 9	長野市が談合各社へ指名停止措置。3ヶ月(15.12. 4～16. 3. 3)	
16. 1.30	談合各社へ15日間の営業停止処分。(16. 1.30～16. 2.13)	
16. 7.12	公正取引委員会より当社を含む6社に対して課徴金納付命令。	
16.10.26	第1回審判。	
16.12.14	審決。	
17. 1.11	課徴金の納付。	
17. 1.17	長野市が指名停止措置。3ヶ月(17. 1.17～17. 4.16)	資料―5、7
17. 1.19	長野市へ指名停止に対する不服申立書を提出。	資料―6、8
17. 2.23	長野市へ質問書を提出。	資料―9
17. 2.28	長野市より不服申立書に対して「却下」の決定書が届く。	資料―11
17. 3. 1	長野市へ電話にて質問。	
	・「却下」の決定書が届いたが、不服を申し立てる方法はないか？	
	長野市の担当者からの回答。	
	・指名及び指名停止は行政行為でなく、私法上の行為だから方法は無い。	
	・長野市へそのことについて確認のための質問書を提出。	資料―12
17. 3. 3	長野市より質問書に対する回答が届く。	資料―10
17. 3. 8	長野市より質問書に対する回答書が届く。「了知いたしません」	資料―13
17. 3.30	提訴	